

## 和歌山県育成甘がき生産者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県農林水産部長（以下「農林水産部長」という。）が、「紀州てまり」及び「紀州あかね」（以下「本かき」という。）の種苗の適正な管理及び生産実態等を把握するため、生産者の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(生産者登録の要件)

第2条 農林水産部長が生産者登録する農業者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 和歌山県内在住であること。
- (2) 本かきを和歌山県内で生産すること。
- (3) 本かきの果実以外の一切を有償・無償に関わらず第三者に譲渡及び県外・国外へ持ち出さないこと。
- (4) その他事項について、誓約書（第2号様式）の内容に同意すること。

(生産者登録の申請)

第3条 生産者登録を希望する農業者は、申請書（第1号様式）に誓約書を添えて、住所地を管轄する振興局農林水産振興部農業水産振興課（以下、「振興局農業水産振興課」という。）を通じて農林水産部長に提出するものとする。なお、JA 又は JA 生産者部会は、生産者登録を希望する部会員の申請書と誓約書を取りまとめのうえ提出することができる。

(生産者登録書の交付)

第4条 農林水産部長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第2条に規定する要件を満たしていると認めた場合、本かきの生産者として登録し、生産者登録書（第3号様式）を交付するものとする。

- 2 生産者登録された農業者（以下、「登録生産者」という。）は、生産者登録書を第三者に有償・無償に関わらず譲渡しないこと。

(種苗購入)

第5条 登録生産者は、種苗購入の際、生産者登録書を購入先の和歌山県果樹育苗組合員（以下、「育苗組合員」という。）に提示するものとする。

- 2 育苗組合員は、前項による登録生産者への種苗販売の際には、登録生産者が本人であることを確認できた場合、販売するものとする。
- 3 登録生産者は、代理人に種苗購入を依頼する場合、委任状（第4号様式）に生産者登録書を添えて代理人に提出するものとする。代理人は、委任状を育苗組合員に提出するとともに、生産者登録書を提示するものとする。育苗組合員は、委任事項と代理人が本人であることを確認できた場合、販売するものとし、委任状を保管するものとする。なお、JA 又は JA 生産者部会を通じて種苗購入する場合、JA 又は JA 生産者部会は、購入を希望する部会登録生産者の委任状と生産者登録書の写しを取りまとめのうえ、育苗組合員に委任状の提出及び生産者登録書の写しを提示するものとする。

(譲渡種苗数量の報告)

第6条 育苗組合員は、譲渡種苗数量を年度ごとに第5号様式により翌年度の4月30日までに果樹園芸課へ報告するものとする。

(栽培面積の報告)

第7条 登録生産者は、本かきの自家増殖を含む栽培面積を、種苗購入した場合は翌年度

の5月31日までに、又、栽培面積の変更があった場合は5月31日までに、第6号様式により振興局農業水産振興課を通じて果樹園芸課長に報告するものとする。なお、JA又はJA生産者部会は、部会登録生産者の報告書を取りまとめのうえ提出することができる。ただし、電子申請システム及び電子メール等、オンラインでの報告については、果樹園芸課長へ直接報告できるものとする。

(生産者登録の取消)

第8条 農林水産部長は、登録生産者が誓約書の内容を遵守していないと認められる場合、本かきの生産者登録を取り消すことができ、第7号様式により登録生産者に生産者登録の取消を通知するとともに、その旨を第8号様式により和歌山県果樹育苗組合長（以下、「育苗組合長」という。）へ通知するものとする。

2 取消通知を受けた登録生産者は、速やかに生産者登録書を振興局農業水産振興課を通じて農林水産部長へ返納するとともに、廃棄報告書（第9号様式）を提出するものとする。

(生産者登録の廃止)

第9条 登録生産者が、生産者登録を廃止するときは、廃止届（第10号様式）に生産者登録書を添えて、振興局農業水産振興課を通じて農林水産部長に提出するものとする。なお、JA又はJA生産者部会は、部会登録生産者の廃止届等を取りまとめのうえ提出することができる。

2 農林水産部長は、生産者登録の廃止があった旨を第8号様式により育苗組合長へ通知するものとする。

(生産者登録内容の変更)

第10条 登録生産者は、申請書に記載した内容に変更が生じた場合、速やかに生産者登録内容変更届（第11号様式）を振興局農業水産振興課を通じて農林水産部長に提出するものとする。なお、JA又はJA生産者部会は、部会登録生産者の生産者登録内容変更届等を取りまとめのうえ提出することができる。

2 農林水産部長は、前項の規定による届けがあり、生産者登録書に記載された住所、氏名に変更が生じたときは、その内容を審査し、第2条に規定する要件を満たしていると認めた場合、生産者登録書を交付するものとする。

3 農林水産部長は、生産者登録内容のうち住所、氏名の変更があった場合、その旨を第8号様式により育苗組合長へ通知するものとする。

(生産者登録書の再交付)

第11条 登録生産者は、生産者登録書の再交付を申請する場合、生産者登録書再交付申請書（第12号様式）を振興局農業水産振興課を通じて農林水産部長に提出するものとする。なお、JA又はJA生産者部会は、部会登録生産者の生産者登録書再交付申請書を取りまとめのうえ提出することができる。

2 農林水産部長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第2条に規定する要件を満たしていると認めた場合、生産者登録書を再交付するものとする。

3 農林水産部長は、生産者登録書の再交付があった旨を第13号様式により育苗組合長へ通知するものとする。

(不法行為等の通報)

第12条 登録生産者及び育苗組合員は、誓約書の内容に違反する行為、不法と疑わしい生産や販売を発見した場合、和歌山県へ通報するものとする。

(立入検査)

第13条 農林水産部長は、必要に応じて、登録生産者若しくは育苗組合員に対し、立入検査を行うことができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は平成30年12月5日から施行する。

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は令和4年4月1日から施行する。

2 旧要領に基づく登録生産者については、新たな手続きを経ることなくこの要領の登録生産者とする。

附 則

この要領は令和5年1月13日から施行する。